

## 告示

### 埼玉県告示第千八百八十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年十月十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

三郷インター複合商業施設

埼玉県三郷市ピアラシテイ一丁目一番地百四十

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）三郷インター複合商業施設

埼玉県三郷市上口二丁目百二十八番外

（変更後）三郷インター複合商業施設

埼玉県三郷市ピアラシテイ一丁目一番地百四十

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 三枝富博

東京都千代田区二番町八番地八 外 計二者

（変更後）株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 山本哲也

東京都千代田区二番町八番地八 外 計二者

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ビバホーム 代表取締役 坂本晴彦

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号 外 計二十二

者

（変更後）アークランズ株式会社 代表取締役 坂本晴彦

新潟県三条市上須頃四百四十五番地 外 計二十二者

#### ハ 変更年月日

令和四年九月一日外

#### ニ 届出年月日

令和五年八月十四日

二 縦覧期間

令和五年十月十三日から令和六年二月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年十月十三日から令和六年二月十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課